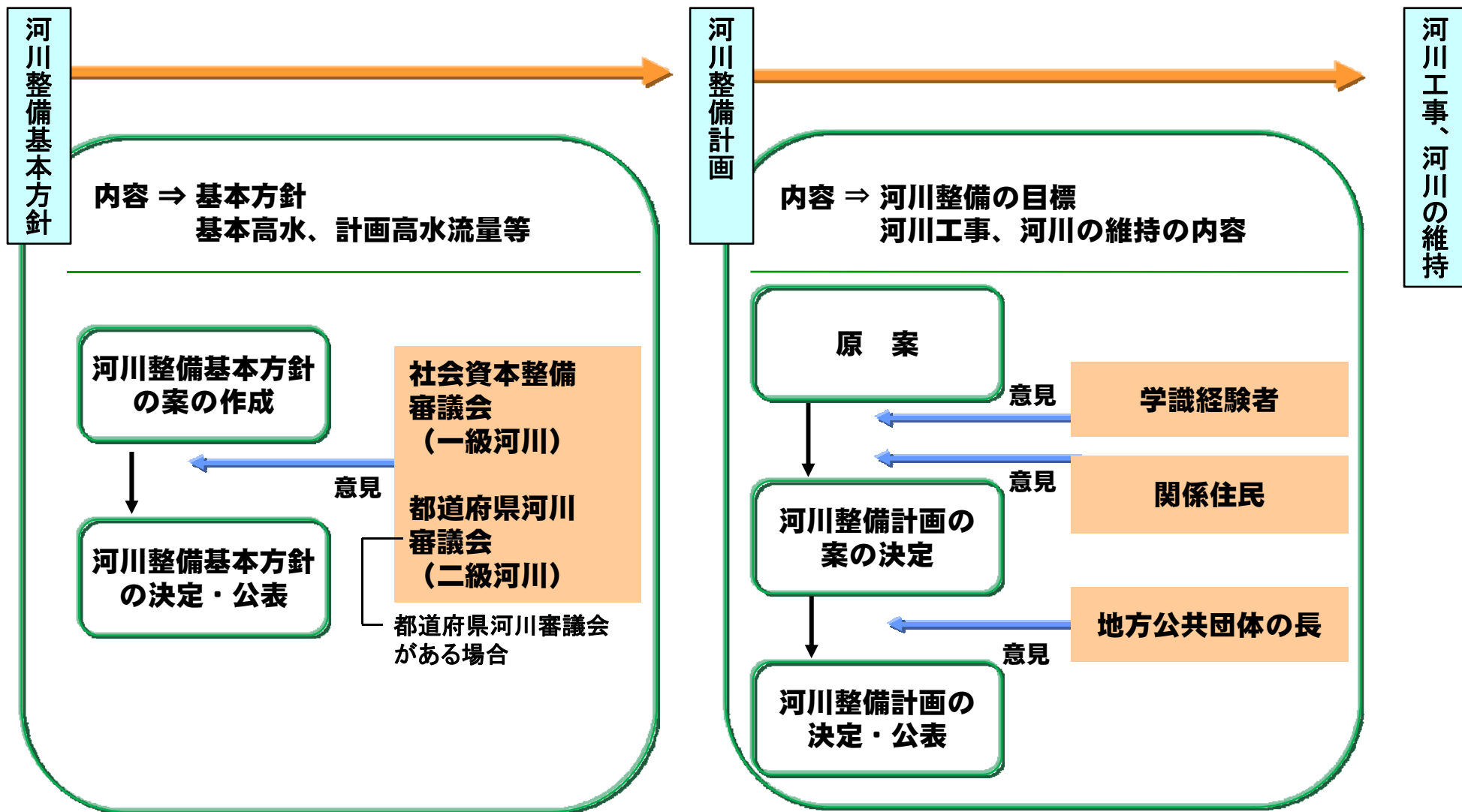


河川整備計画・事業評価制度 等

河川整備基本方針・河川整備計画策定の流れ



【参考】 河川法(河川整備基本方針・河川整備計画関係)

(河川整備基本方針)

第十六条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならない。

- 2 河川整備基本方針は、水害発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土形成計画及び環境基本計画との調整を図って、政令で定めるところにより、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。
- 3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、河川整備基本方針を定めようとする場合において、当該都道府県知事が統括する都道府県に都道府県河川審議会が置かれているときは、あらかじめ、当該都道府県河川審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 河川管理者は、河川整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。

(河川整備計画)

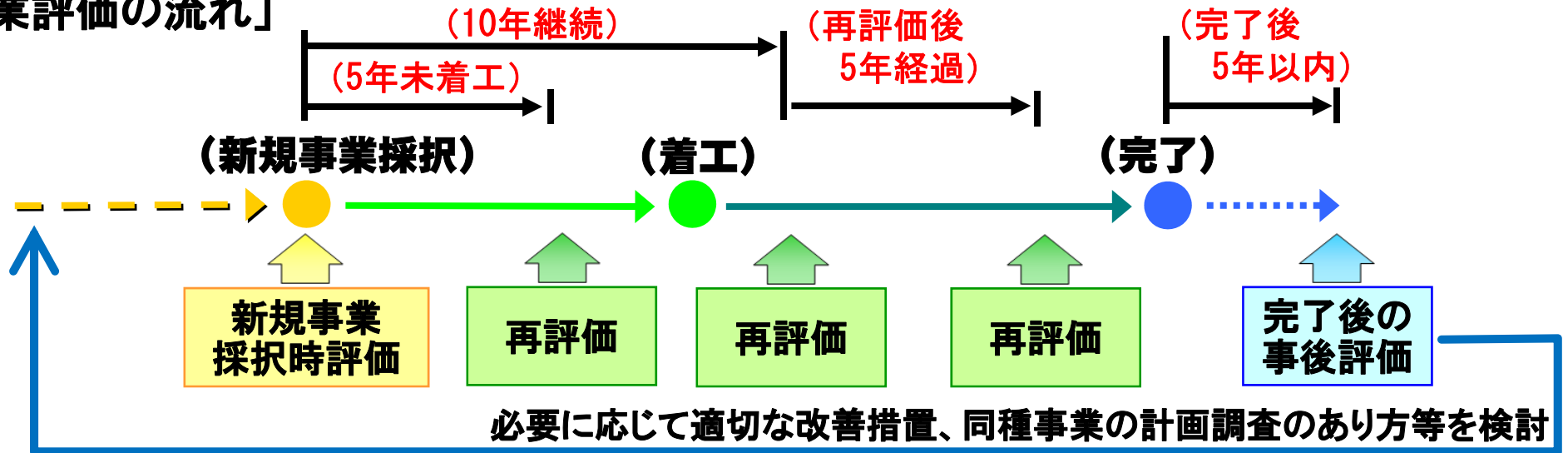
第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

- 2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図って、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。
- 3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

事業評価

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に従い、国土交通大臣が定めた「国土交通省政策評価基本計画」に基づき事業評価を実施。

[事業評価の流れ]



新規事業採択時評価

新規事業の採択時において、費用対効果分析を含め、総合的に評価を実施する。

再評価

事業採択時から5年経過して未着工の事業、10年経過して継続中の事業等について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。
 ダム事業においては、本体着手時や計画変更時等の事業の節目にも再評価を実施している。

完了後の事後評価

事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。

事業評価

再評価は、「事業の必要性等」「事業の進捗の見込み」「コスト縮減や代替案等の可能性」の視点に基づき、学識経験者等の第三者からの意見を踏まえて実施。

〔再評価の視点〕

(1)事業の必要性等

①事業を巡る社会経済情勢等の変化

- ・災害発生時の影響、過去の災害実績、災害発生危険度、
地域開発の状況、地域の協力体制、関連事業との整合 等

②事業の投資効果

- ・費用対効果分析

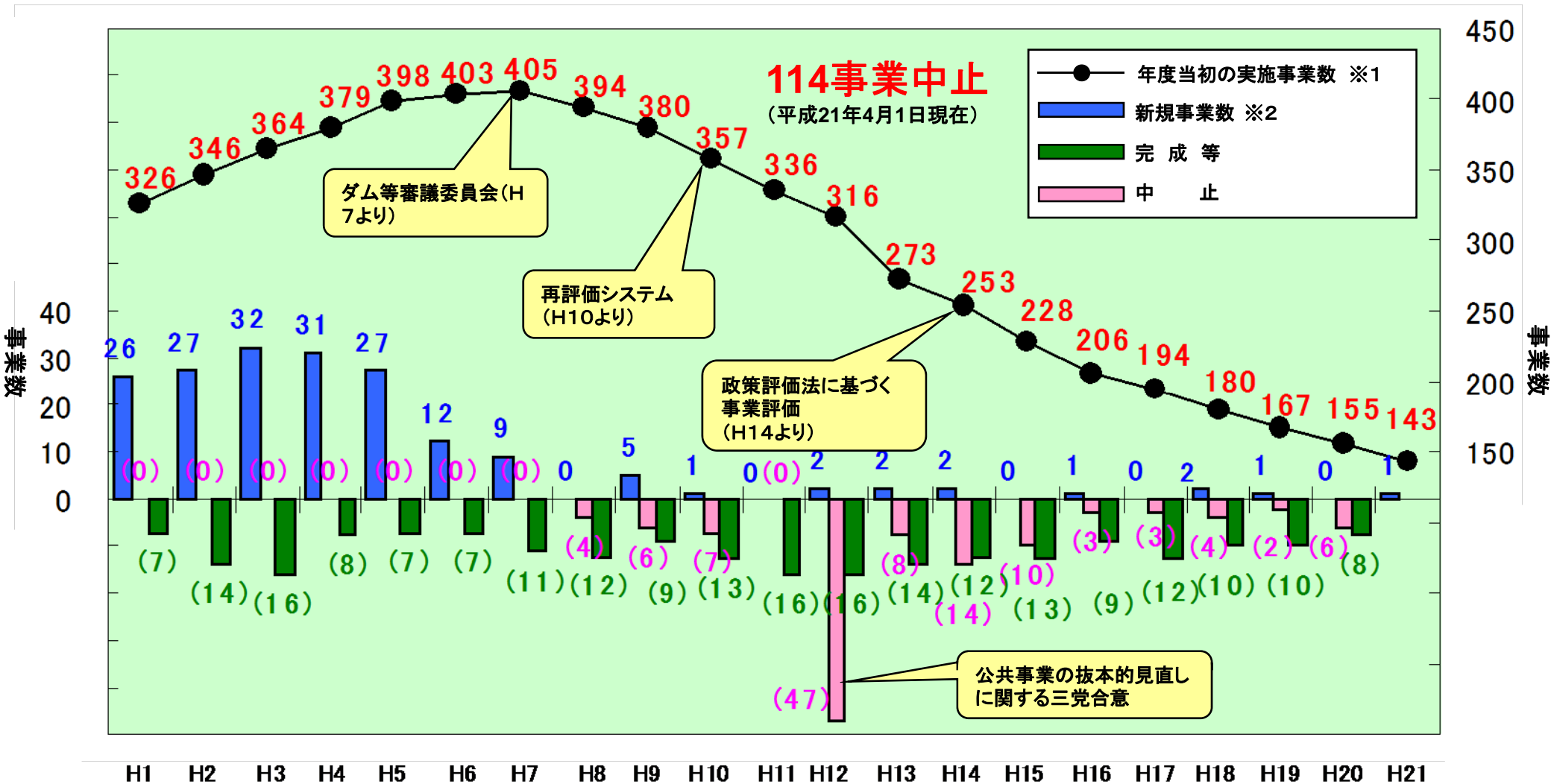
③事業の進捗状況

(2)事業の進捗の見込み

(3)コスト縮減や代替案立案等の可能性

ダム事業の推移 等

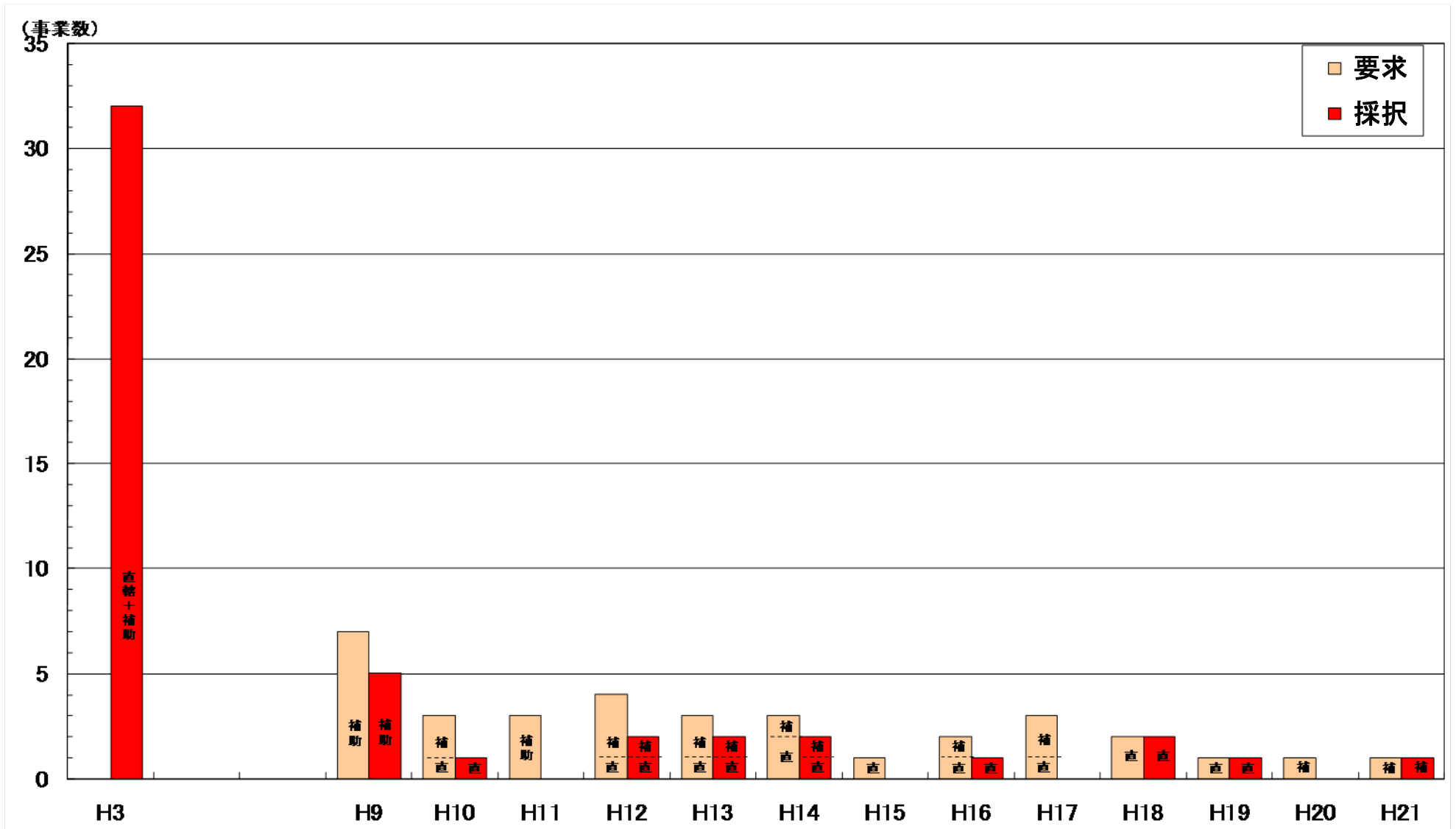
ダム事業数の推移



※1 実施事業数には、中止に伴う精算中事業、概成後の償還中水機構事業及び電気事業者等工事費負担金還付中事業は含まない。

※2 新規事業数は、新規実施計画調査、新規建設の合計(実施計画調査から建設への移行等の変更は含まない。)

新規ダム事業一覧(H9~H21)



※新規実施計画調査、新規建設採択(既存ダムの再開発等)の合計(実施計画調査から建設への移行等の変更は含まない。)
 ※平成8年度以前の採択事業数は、直轄と補助の区分をしていない。また、要望事業数は記載していない。

平成12年度に実施したダム事業における事業評価について

事業区分		再評価実施箇所数					再評価結果				
		5年 未着工	10年 継続中	その他	抜本的 見直し	計	継続	見直し	休止	中止	評価 手続中
ダム事業	直轄・公団事業	0	2	3	14	19	7	0	0	12	0
	補助事業等	5	17	1	34	57	22	0	0	35	0

○平成12年度に実施した公共事業の抜本的見直しの基準

- ①: 採択後5年以上経過して、着工していない事業
- ②: 完成予定を20年以上経過して、完成していない事業
- ③: 現在、休止されている事業
- ④: 調査に着手後10年以上経過して、採択されていない事業
- ⑤: 事業採択後20年以上経過して継続中の事業で、当面事業の進捗が見込めないもの等